

IV 經濟的支援

1 児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき、公的年金等の給付を受けることができるとき等は支給されない。

4. 手当月額（平成26年4月～）

- ・児童1人の場合 全部支給：41,020円 一部支給：41,010円から9,680円まで
- ・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

※ 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)により、手当月額に係る特例水準の解消(1.7%)を図る。(平成25年10月0.7%、平成26年4月0.7%、平成27年4月0.3%)

5. 所得制限限度額(収入ベース)

- ・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
- ・扶養義務者(6人世帯) : 610.0万円

6. 受給状況

- ・平成25年3月末現在の受給者数(確定値) 1,083,317人 (母:1,012,954人、父:65,041人、養育者:5,322人)

7. 予算額(国庫負担分) [26年度予算案] 1,736.1億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

※昭和60年7月以前の既認定者(経過措置対象者：平成25年3月末現在127人)の支給主体は国(費用負担：国 10/10)となっている。

児童扶養手当受給者数の推移

○平成24年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯
		離婚	その他				
母子世帯	986,670 (100.0%)	877,162 (88.9%)	1,513 (0.2%)	7,863 (0.8%)	92,270 (9.4%)	4,767 (0.5%)	3,095 (0.3%)
父子世帯	64,784 (100.0%)	56,451 (87.1%)	38 (0.1%)	6,083 (9.4%)	592 (0.9%)	1,384 (2.1%)	236 (0.4%)
その他の世帯※	31,863						
計	1,083,317						

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

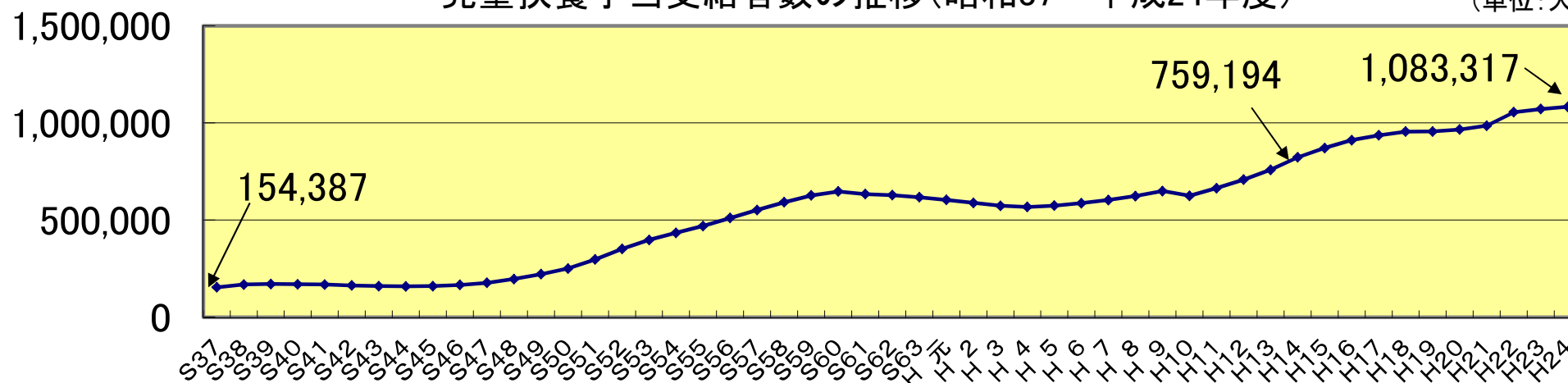
○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成13年度末は759,194人、平成24年度末は1,083,317人となっている。

(平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大)

○平成24年度末において、全部支給者は623,214人(57.5%)、一部支給者は460,103人(42.5%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成24年度)

(単位:人)



(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」)

児童扶養手当支給額の計算方法

○児童扶養手当の額は、受給資格者の所得額を下表の扶養親族等の数に応じた所得制限限度額（所得ベースの額）に照らし合わせて全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定するが、受給資格者と生計を同じくする扶養義務者がいる場合には、その者の所得額が扶養親族等の数に応じた所得制限限度額以上の場合には全部支給停止となる。

○所得制限限度額表（平成26年4月）

（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人				孤児等の養育者／配偶者／扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入ベース	所得ベース
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース		
0	920,000	190,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,300,000	570,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	1,717,000	950,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,271,000	1,330,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	2,814,000	1,710,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,357,000	2,090,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

- ※1. 児童扶養手当の算定対象となる所得の範囲は地方税法の道府県民税についての非課税所得以外の所得等。
 2. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額。

○一部支給額の計算方法

$$\text{手当額} = 41,020\text{円} - \left[\left(\text{受給資格者の所得額} - \text{所得制限限度額(全部支給所得ベース☆)} \right) \times 0.0181098 + 10\text{円} \right]$$

↑
10円未満四捨五入

（例）親1人子ども1人 就労収入162万円（年額）、養育費30万円（年額）の場合

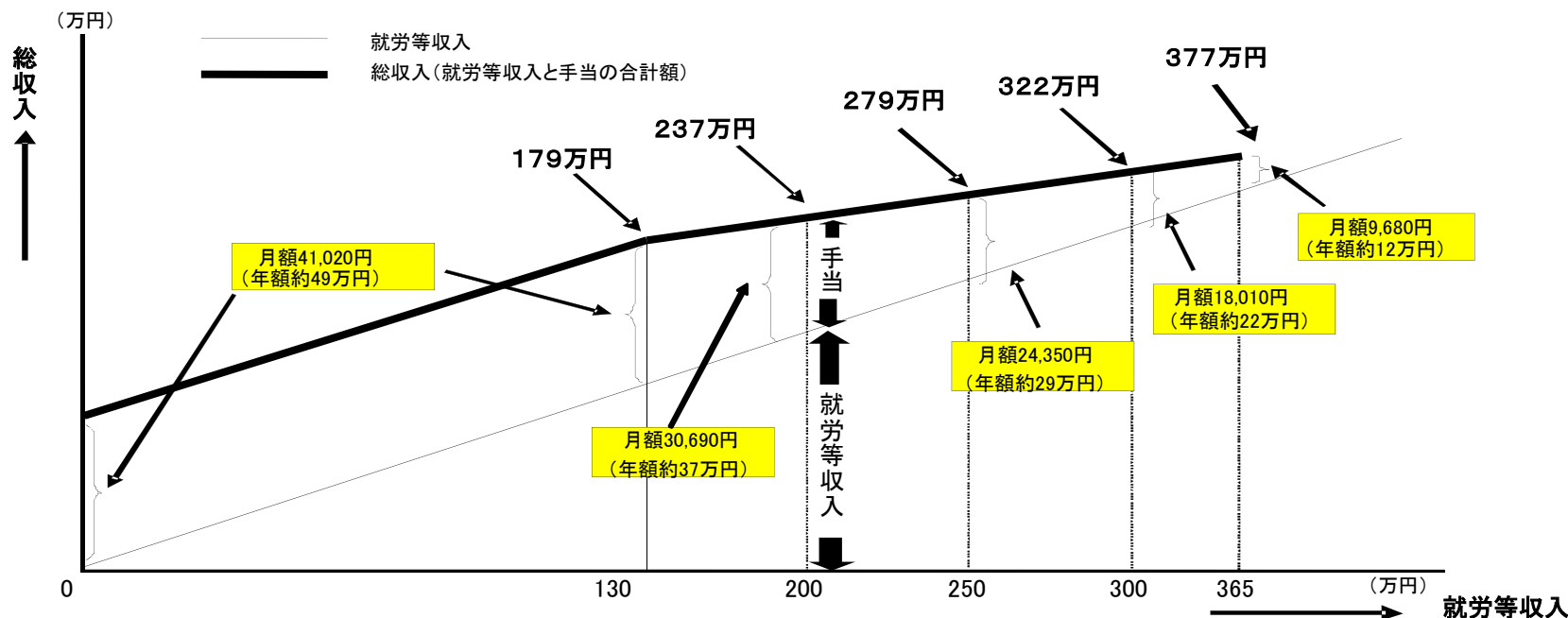
$$41,020\text{円} - \left[\left(113\text{万円}(\text{※}) - 57\text{万円} \right) \times 0.0181098 + 10\text{円} \right] = 30,870\text{円}$$

※ 113万円=97万円(就労収入162万円の給与所得控除後) - 8万円(社会保険料相当) + 24万円(養育費の8割)

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○平成26年4月 手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円（92万円）	192万円（311.4万円）
1人	57万円（130万円）	230万円（365万円）
2人	95万円（171.7万円）	268万円（412.5万円）
3人	133万円（227.1万円）	306万円（460万円）
4人	171万円（281.4万円）	344万円（507.5万円）
5人	209万円（335.7万円）	382万円（555万円）

※（ ）内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

児童扶養手当の一部支給停止及びその適用除外について

概要

- 児童扶養手当については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から受給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた。(平成20年8月の定時払が最初の適用)

- ・児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年(又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年)を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。
- ・3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。

- ただし、平成20年2月に政令を制定し、一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外している。

具体的な内容

(1) 手当の一部支給停止の適用除外となる事由

- ① 就業している。
- ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上的の障害がある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

(2) 一部支給停止の適用除外となるための手続

- 手当の支給開始後5年等を経過する月(以下「5年等満了月」という。)の直前の時期の現況届(8月)と併せて、(1)①～⑤のいずれかに該当する旨を明らかにできる書類を自治体に提出。

※平成22年の児童扶養手当法の一部を改正する法律の附帯決議を踏まえ、24年6月に省令を改正し、本手続を現況届の手続と同時に行うことで一体化させる運用改善を実施

一部支給停止者の状況(平成25年3月末現在)

- ・全受給者(約108万人)に占める割合:0.4%(約4千人)

2 母子寡婦福祉貸付金

目的

母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金
 - ・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子福祉団体 等
- ② 寡婦福祉資金
 - ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

貸付条件等

- ・利 子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年~20年

実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国: 2/3 都道府県、指定都市、中核市: 1/3)

貸付実績(平成24年度)

- ・母子福祉貸付金 22,284百万円(45,118件)
- ・寡婦福祉貸付金 672百万円(1,135件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

予算額

[26年度予算案]50.4億円

母子寡婦福祉貸付金の拡充①（平成21年6月5日以降適用）

生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、母子寡婦福祉貸付金において、貸付利子の引下げ、貸付け条件等の見直しを行う。

1. 貸付利率の引下げ

返済時の負担軽減のため、貸付利率について現行の3%から無利子に引き下げる。

（参考）有利子の貸付資金

生活資金※、住宅資金、転宅資金、結婚資金

※母子家庭となってから7年間を超えない期間（月額4万円、累計96万円を超える金額に限る）、失業期間における貸付期間における貸付け

2. 貸付け条件の見直し

○連帯保証人要件の緩和

連帯保証人の確保が困難な母子家庭の実情を考慮し、連帯保証人のない場合も貸し付けを認める。（ただし、その場合は有利子貸付（1.5%）とする。）

修学資金、修業資金、就職支度資金（子に係るものに限る）及び就学支度資金については、

- ①親に貸付ける場合は、現行どおり子を連帯債務者とし、連帯保証人については新たに不要とする。
- ②子に貸付ける場合は、現行どおり親等の連帯保証人を必要とする。
- ①及び②の両方の場合について、利子については引き続き無利子とする。

○技能習得資金、修業資金、生活資金（技能修得期間中）の貸付期間の延長

3年を超える修業に対応するため、貸付期間を3年以内から5年以内に延長する。

3. 事務費に充当できる利子等の収入の割合の引上げ

貸付けに係る事務費に充当できる利子等の収入の割合について、現行の2/3から10/10へ引き上げる。

母子寡婦福祉貸付金の拡充②（平成22年4月1日以降適用）

母子家庭の母及び寡婦が高等学校等に通う際に必要となる費用について貸付けを行うとともに、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額を引き上げる。

1. 技能習得資金関係

○母子家庭の母及び寡婦が高等学校に修学する場合に、その修学及び入学に必要な資金について、技能習得資金の運用により貸付けを可能とする。

- ・貸付限度額
 - 月額 68,000円
 - 特別貸付 816,000円(12月相当)

2. 就学支度資金関係

○公立の高校等に係る就学支度資金の貸付限度額を引き上げる。

- ・公立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは一般課程
 - 自宅から通学する者 150,000円(従来は75,000円)
 - 自宅外から通学する者 160,000円(従来は85,000円)